

35—02 P U D T

証拠調べ調書の作成要領

1. 証拠調べ調書は、口頭審理調書と同様、審判書記官が作成する（特 § 151→特 § 147①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

証拠調べの調書に記載される事項（特施規 § 57 の 5、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）

- (1) 審判番号
- (2) 審判官及び審判書記官の氏名
- (3) 出頭した当事者本人、代理人、参加人、通訳人、証人、鑑定人の氏名
- (4) 証拠調べの日時、場所
- (5) 証拠調べを公開したこと又は公開しなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 証人、当事者本人、鑑定人の陳述の要領
- (7) 証人、当事者本人、鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓させなかった理由
- (8) 検証の結果
- (9) 審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事項
- (10) その他必要な事項

2. 証拠方法（→34—01）より証拠調べの結果得られる資料、すなわち証言又は供述の内容、鑑定意見、文書の記載内容、検証の結果から合議体の心証が形成されるので、その資料を記録する証拠調べ調書は重要な文書である。

3. 留意事項

- (1) 証拠調べ調書の形式は様式 1 のとおりであり、その作成要領は口頭審理調書の場合（→33—04）に準じるが、特に証人など証拠方法を明確にしなければな

らない。

- (2) 調書には、書面、写真、録音テープ等（例えばＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ）その他審判官（合議体）が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる（特施規 § 57 の 7→ § 56、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。
- (3) 文書成立の真正の証明のため、筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない（特施規 § 61 の 8①、特 § 151→民訴 § 229①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。
- (4) 審判長の許可があったときは、証人等の陳述を録音テープ等に記録することにより、証拠調べの調書の記載に代えることができる（特施規 § 57 の 6、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。この場合、陳述の部分については、録音テープ等が調書となる。当事者又は参加人は、審判長が許可する際に、意見を述べることができる。

また、審決の謄本が送達されるまでに当事者又は参加人の申出があったときは、証人等の陳述を記載した書面（この書面は、当該録音テープ等の内容を理解する際の参考とするための説明資料的な性質しかない）を作成しなければならない。

ただし、審判の請求が取り下げられたときは、この書面を作成する必要はない。

4. 証拠調べ調書は、証拠方法の種類によって、証人調書、（当事者）本人調書、鑑定人調書、検証調書などと呼ばれる。

5. 証人調書

- (1) 様式 1 により、まず証人の氏名、~~住所~~の項に所定事項を記載し、証人の宣誓と審判長の偽証の罰の告知（特 § 151→民訴 § 201①、民訴規 § 112 以下）及び尋問すべき他の証人が審判廷に在廷したか否かを記載する。なお、通訳人などが立ち会ったときはその旨を記載する。また、証人保護のための措置（→35—01 の 1 1. (1)～(3)）をとったときは、以下の事項を記載する。

ア 付添い（特 § 151→民訴 § 203 の 2、特施規 § 58 の 15 の 2）

その措置をとった旨並びに証人に付き添った者の氏名及びその者と証人との関係

イ ウェブ会議システム（特 § 151→民訴 § 204、特施規 § 58 の 16①、②等）

その措置をとった旨及び証人が出頭した場所

ウ 遮へいの措置

その措置をとった旨

(2) 申立てによる証人尋問のときは、尋問の順序（→35—04）に従ってされた尋問（質問）と証人の証言（陳述）の要領を記載する。

なお、当事者の不用意な質問に対する審判長の制限、これに対する異議などが活発に行われたときには、一問一答式が望ましいことが多い。

(3) 審判書記官は、(1)及び(2)に従って、“調書原案”を作成し、審判長は、その“調書原案”について、必要に応じて補完あるいは要約して、調書作成の参考のため審判書記官に提供する。

(4) 調書には、審判書記官が記名押印し、審判長が認印する（特施規 § 57 の 5②→特施規 § 55②、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

なお、審判長に支障があるときは、陪席審判官がその事由を付記して認印する。両者に支障があるときは審判書記官がその旨を記載すればよい（特施規 § 55③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

(5) 証人調書に添付される書類として次のようなものがある。

ア 証人の署名した宣誓書

ただし、証人が署名できないときは、その事由を明記し審判書記官が代書したものに証人の指印を押したものを添付する。

イ 審判長が適当と認めたときは、証人の署名した手記を調書の一部に引用することができる。

6. （当事者）本人調書

5. の場合に準じるが次の相違がある。

宣誓をした当事者が虚偽の陳述をした場合は証人の場合と異なり、懲役の制裁がない（10万円以下の過料）。

7. 録音テープ等で作成された調書の閲覧、複写について

「調書」について、主に録音テープ又はビデオテープの複製物で交付される。

8. 検証調書

(1) 審判廷でされる検証の調書の記載は5.及び6.の場合と同様であり、検証の目的に加えて、経過及び結果を記載することができる。

ア 検証の目的は具体的に記載する。

イ 検証の目的によっては簡単な視覚判断でわかる場合もあるので、そのような点の必要な記載を脱落させない。

(2) 現場検証の調書の記載は(1)のほか、検証の場所及び検証物を記載し、かつ、原則として添付図面として図示することを要する。これは検証物を客観的に特定することが必要であるという要請に基づくものである。

(3) 検証には通常当事者も立ち会うが、この場合、検証物に関する当事者双方の意見又は陳述を求め、審判長が審判官とともに検証物を検証し、その結果を確認する。

補充的に審判長が質問する場合は、居合わせた者に対してされるので、居合わせた者の住所、氏名を調書に記載する。

(4) 検証物の説明のため在廷証人（現場証人）の申立てがあったとき、又は職権で証人を尋問するときは、5.に準じて処理する。

(5) 検証の結果は、検証の実施の結果に基づいて審判長が認識確認した事項を記載する。必要を認めたときは、時刻、天候、見取図、写真、距離関係の場合などはその基点、方位なども記載する。

なお、検証の結果には、検証から直ちに推測できる事実の結論を記載してもよいと考えられている。

(改訂 R~~7.35.12~~)

様式 1

第 1 回証拠調べ調書			
審 判 番 号	無効 2 0 〇 〇 - 8 0 0 〇 〇 〇		
期 日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 午後 〇 時 〇 〇 分		
場所及び公開の有無	特許庁審判廷で公開		
審 判 長 審 判 官	〇 〇	〇 〇	
審 判 官	〇 〇	〇 〇	
審 判 官	〇 〇	〇 〇	
審 判 書 記 官	〇 〇	〇 〇	
出頭した当事者等	請求人代理人弁理士	〇 〇	〇 〇
	被請求人代理人弁理士	〇 〇	〇 〇
	証人	〇 〇	〇 〇
証拠関係	下記証人調書記載のとおり。		
証人調書			
証人の表示			
氏 名	〇 〇	〇 〇	
住 所	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
職 業	〇 〇 〇 〇		
審判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証した場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。			
陳述の要領			
請求人代理人	〇 〇 〇 〇		
〇 〇 1	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
	・		
	・		
	・		
以上			
審判長	特許庁審判官	〇 〇	〇 〇 XXXX
	審判書記官	〇 〇	〇 〇 YYYY

~~(改訂 R1. 6)~~